

墨田区災害対策本部条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年9月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第46号

## 墨田区災害対策本部条例の一部を改正する条例

墨田区災害対策本部条例（昭和38年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

第2条第1項中「および」を「及び」に、「おき」を「置き」に、「おく」を「置く」に改める。

第3条第2項中「事故」を「事故が」に改める。

第4条中「第2条および第3条」を「前2条」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。